平成２９年（フ）第５８７９号
東京都練馬区光が丘３丁目８―12―904
債務者　梶　　善則
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８８２号
東京都練馬区高野台１丁目15―３―302
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８９１号
東京都中央区新川１丁目30―７―807
債務者　河原　　健
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９００号
東京都江戸川区中央３丁目９―７―408　三家第２ビル
債務者　山川奈津美
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９０３号
東京都江東区塩浜２丁目18―９―409
債務者　矢野さとみ
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９０６号
東京都大田区大森西４丁目１―２―104
債務者　小澤　和夫
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１０号
東京都荒川区東尾久６丁目42―５―102
債務者　船橋　秀美
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１２号
東京都大田区西六郷１丁目21―11　コーポ清水１Ｆ
債務者　堀内　沙織
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１５号
東京都練馬区向山４丁目19―８　大山方２Ｆ
債務者　野口加代子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８７号
岡山市南区彦崎2897番地
債務者　平井　良昌
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２号
岡山市北区今５丁目12番９号　サンフラワー今205号、旧住所岡山市中区門田屋敷１丁目７番38号　サンジェルマン門田屋敷607号
債務者　髙塚美智代
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１２号
大阪府守口市八雲西町１丁目８番６―305号
債務者　福浦　和代
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２９号
大阪市此花区高見１丁目７番15―1012号
債務者　貴島　大作
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２８号
大阪市阿倍野区北畠１丁目１番９号
債務者　福原　祭子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２６３号
大阪市港区田中１丁目４番24号、前住所大阪市東成区東中本１丁目14番６号　朝日プラザ緑橋Ⅱ　407号
債務者　中室　好廣
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部